

青森市農業インターンシップ募集要領

1 目的

この要領は、本市への移住就農を検討するために、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号）に規定する地域おこし協力隊インターンとして、本市が実施する農業インターンシップ（就農に必要な知識及び技術を習得するために行う農業に係る講習、実技研修等を通じて農業を体験することをいう。）に参加することにより、本市への移住就農の促進を図り、もって本市農業の担い手の確保に資することを目的とする。

2 募集人数

2名

3 申込条件

- (1) 3大都市圏内（※1）又は政令指定都市のうち、特別交付税措置の地域要件に該当する地域に住所を有する者（総務省の「特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和 3 年 4 月 1 日）」により対象を判断）
- (2) 本市への移住就農に意欲と情熱があり、積極的に実習に参加することができ、かつ心身ともに健康で、実習を行える体力がある者
- (3) 2週間以上3か月以下の期間で本市に滞在し、農業インターンシップに参加できること
- (4) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と社会的に非難されるべき関係にあるものでないこと
- (5) その他、推進要綱に定める地域おこし協力隊インターンの要件を満たす者
- (6) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が取られている都道府県からの移動を伴う体験については極力控えていただく、または時期を変更する等の対応をお願いする場合がある。それ以外の場合であっても、青森県の状況によって体験できない場合がある。

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）によって調査した平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口（平成 17 年 10 月 2 日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が 11%以上である市町村については、「3大都市圏外」として取り扱うこととする。

4 実習の内容等

(1) 対象品目及び実習の内容

実習の対象品目は、原則としてりんご、トマトの 2 品目とし、実習の内容は下表に掲げる対象品目ごとの作業のうち、農業インターンシップに参加するもの（以下、「実習生」という。）の希望時期、希望期間等に応じ、本市と協議の上決定するものとする。

また、実習生に対しては、実習期間内に実施できなかった作業を含め、市が作成した主要な作業に係る講習動画を配信するものとする。

対象品目	実習の内容	実習地
りんご	摘果、袋掛け、除草、薬剤散布、袋はぎ、着色手入れ、収穫、選果、箱詰め、剪定 など	市内りんご農家のほ場
トマト	花がら摘み、追肥、芽かき、摘果、ホルモン処理、薬剤散布、摘芯、収穫、選果、箱詰め など	青森市農業振興センターのほ場又は市内トマト農家ほ場

※実習の開始時期により、作業が無い可能性がある。

(2) 実習の期間

令和4年7月1日（金）から令和4年10月中旬までとし、2週間（実際に実習をする日数）以上3か月以下の期間で、実習生の希望する期間とする。

(3) 実習時間

原則として土日祝日を除く8時30分から16時15分までとする。

(4) 活動費

①実習生

1活動日あたり10,000円を交付します。

※インターン中、社会保険等の加入、その他手当等はなし。

なお、支給時には、源泉所得税を控除する。

②実習生の受入農業者

1受入日あたり2,000円を交付する。

5 申込手続

(1) 期間

6月1日（水）から8月31日（水）まで

メール等で仮申込み、その後希望に応じたメニュー作りを経て本申込

(2) 方法

郵送により提出

(3) 提出書類

①青森市農業インターンシップ申込書（別紙様式）

②住民票の写し（原本）

6 選考

本申し込みのあった者において、申込条件の内容を確認し、問題が無ければオンラインによる面接の日程等を通知する。また、申込要件を確認し、問題があればその旨連絡し、受入しない。

7 応募・問合せ先

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1 青森市農林水産部農業政策課

電話 0172-62-1156 E-mail nogyo-seisaku@city.aomori.aomori.jp